

松戸市告示第324号

地方自治法第260条第2項の規定により、本市の区域内の字の区域及び名称を別紙のとおり変更する旨告示する。

なお、この告示は、平成19年7月21日から効力を生じる。

平成19年7月20日

松戸市長 川 井 敏 久

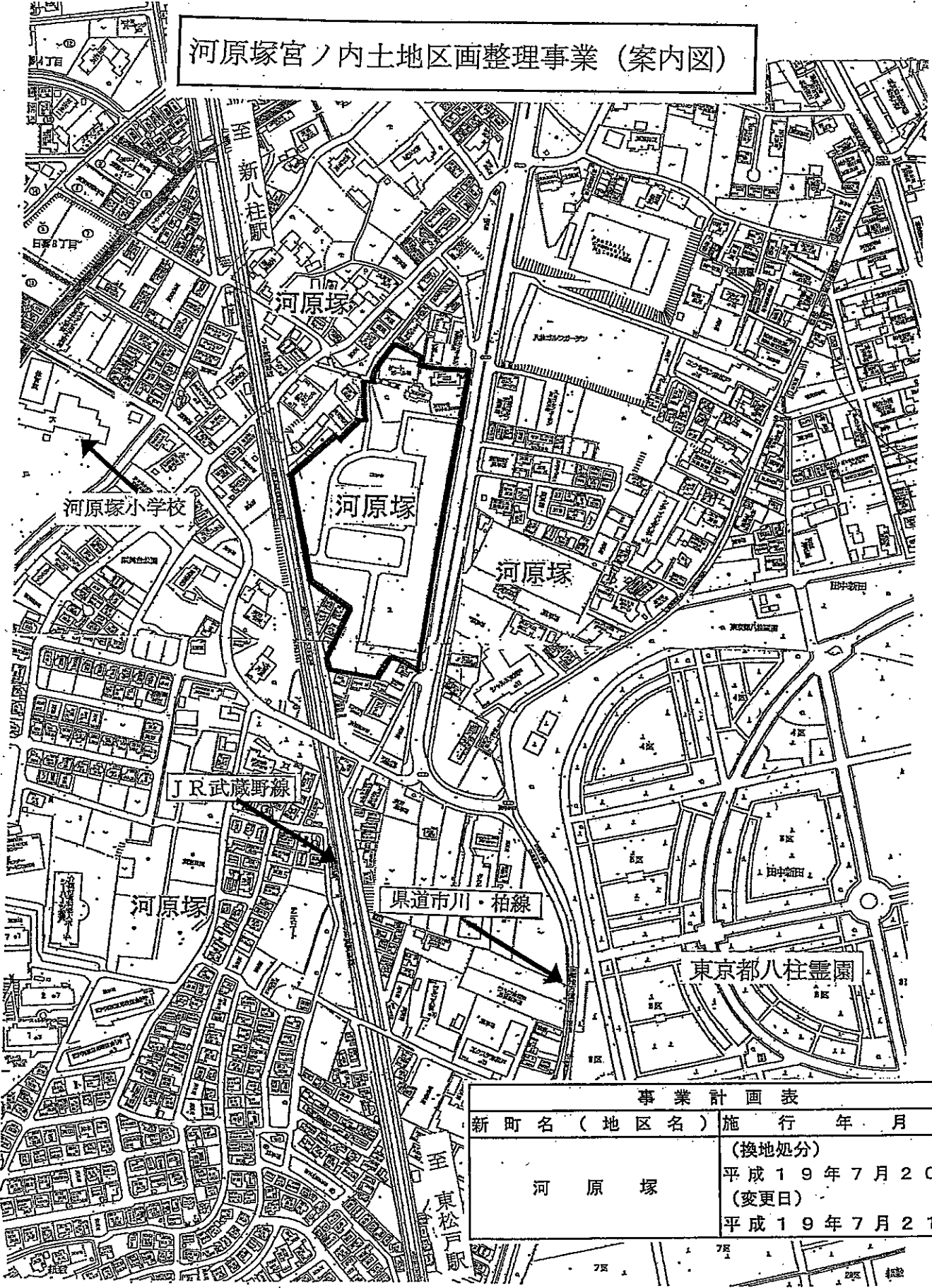
変更調書

新 大 字	旧		地 番
	大 字	字	
河原塚	河原塚	作 畑	292の1 293 294の2 294の3 304の1 305の1~305の3 305の5 306の1 307の1 308の1 309の1
		宮ノ内	320の1 321 322の1 322の2 322の4~322の6 323の1 324の1 325の1 325の4 325の5 326の1~326の3 328 329 330の1 330の2
及びこれらの区域に隣接・介在する道路である公有地の全部			

備考

上記の土地の表示は、平成19年4月12日現在の土地の登記事項証明書によるものである。

河原塚宮ノ内土地区画整理事業 (案内図)



事業計画表	
新町名 (地区名)	施行年月日
河原塚	(換地処分)
	平成19年7月20日
	(変更日)
	平成19年7月21日